

「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会」 開催について

1. 目的

保育所における感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成21年8月策定、平成24年11月改訂。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、各保育所において実施されているところである。

その後、平成30年4月1日から適用される保育所保育指針の改定や、感染症対策等に関する最新の知見等が得られたことを踏まえて、ガイドラインの見直しを行うことが必要である。

こうした点から、保育課長が保育所における感染症対策に関する学識経験者、実務者等に参集を求め、ガイドラインの見直しについて、検討を行うこととする。

2. 構成員

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- ・ ガイドラインの見直しに関する事項

4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が保育課長と協議の上、定める。

(別紙)

「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会」構成員

氏名	所属
伊澤 昭二	五反田保育園 園長
大曲 貴夫	国立国際医療研究センター病院 副院長 国際感染症センター長
釜 范 敏	日本医師会 常任理事
多屋 馨子	国立感染症研究所感染症疫学センター 第三室長
藤井 祐子	中野区立白鷺保育園 看護師
細矢 光亮	福島県立医科大学医学部小児科 教授
宮本 里香	横浜市こども青年局保育・教育人材課 担当係長
山中 朋子	青森県弘前保健所 所長

五十音順

「保育所における感染症対策ガイドライン」の見直しについて

1. 経過

- 保育所における感染症対策ガイドラインの策定（資料 2 - 2（P.1 参照）
（平成 21 年 8 月策定、平成 24 年 11 月改訂）
- 保育所保育指針の改定（資料 2 - 2（P.2）参照）
（平成 29 年 3 月告示、平成 30 年 4 月適用）
※第 3 章「健康及び安全」の記載充実等
- 関係法令等の改正（資料 2 - 2（P.3~5）参照）
※感染症法、予防接種法等、大量調理施設衛生管理マニュアル等の改正
- 保育所等における感染症対策に関する研究（平成 29 年 3 月）（資料 3 参照）
※現行ガイドラインにおける「感染症対応の記載」及び「日常の保育における感染拡大を防ぐ具体的方策の記載」等の充実

2. 主な検討事項（案）（資料 2 - 3 参照）

（1）保育所保育指針の改定に伴う記載の充実

- 感染拡大予防における保育所と地域の関係機関との連携に関する項目の新規追加
- 保育所における感染症対策のための具体的な取組についての記載の充実 等
（衛生管理、症状に合わせた対応等）

（2）関係法令等の改正に伴う記載の変更

- 予防接種（定期接種・任意接種）の記載範囲の明確化 等

（3）最新の知見等を踏まえた記載の改善

- ガイドラインの本文における感染症の記載範囲や記載内容の充実 等
（感染症法に規定される感染症、学校保健安全法に規定される学校感染症、保育所において発生頻度の高い感染症（手足口病・伝染性紅斑等）、近年問題となっている感染症（B 肝^{かいせん}・疥癬等） 等

（4）その他

- 保育現場におけるガイドラインの普及・活用に資する方策 等

3. 検討スケジュール（案）

平成 29 年 11 月 8 日（水）

第 1 回検討会

10:00～12:00

- ・座長の選任等
- ・厚労科研研究班座長（細矢構成員）による研究成果の報告
- ・主な検討事項（案）を中心に意見交換

平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月（予定）

第 2 回検討会

- ・改訂素案について意見交換

平成 30 年 1 月～2 月（予定）

第 3 回検討会

（改訂案について意見交換）

平成 30 年 4 月目途（予定）

- ・改訂ガイドラインの適用

※ 改訂素案（概要）が取りまとまった段階で、パブリックコメントを実施予定。

※ 改訂ガイドラインの内容確定後、自治体に通知を発出し、各保育所等に周知。

「保育所における感染症対策ガイドライン」の見直しの方向性（案）

現行ガイドライン（2012年改訂版）の構成	見直しの方向性（案）	主な事項（*）
1 感染症とは (1) 感染症とその三大要因 (2) 保育所における感染症 (3) 学校における感染症への対応	・学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う「感染症の種類」の変更。	(2)
2 感染経路 (1) 飛沫感染 (2) 空気感染（飛沫核感染） (3) 接触感染 (4) 経口感染	・最新の知見の反映（研究成果）	(3)
3 感染症対策 (1) 感染源対策 (2) 感染経路別対策 (3) 感受性対策 (4) 健康教育	・予防接種について、関係法令等の改正の反映、最新の知見の反映	(2) (3)
4 衛生管理 (1) 施設内外の衛生管理 (2) 職員の衛生管理 (3) 保育所における消毒	・職員の衛生知識の向上に関する記載の充実（衛生管理及び消毒方法の記載の整理等）	(1) (3)
5 感染症発生時の対応と罹患後における登園時の対応 (1) 感染所の疑いのある子どもへの対応 (2) 感染症発生時の対応 (3) 罹患後における登園時の対応	・組織的な対応に関する記載の充実	(1)
6 保育所で問題となる主な感染症とその対策 (1) 麻疹 (2) インフルエンザ (3) 腸管出血性大腸菌感染症 (4) ノロウイルス感染症 (5) RSウイルス感染症	・感染症の記載範囲及び記載内容に関する改善 ・感染症への対応・対策に関する記載の改善	(2) (3)
7 感染症対策の実施体制と子どもの健康支援 (1) 記録の重要性 (2) 嘱託医の役割と連携 (3) 看護師の役割と責務 (4) 子どもの健康支援の充実に向けて	・地域の関連機関（保健所、行政機関等）との連携に関する記載の追加	(1)
別添 1 保育所における消毒薬の種類と使い方	・記載内容の改善	(1) (3)
別添 2 子どもの病気～症状に合わせた対応～	・記載内容の改善	(3)
別添 3 医師の意見書及び保護者の登園届	・記載内容の改善	(2)
別添 4 主な感染症一覧	・記載内容の改善	(3)
関係法令等	・記載内容の変更（時点更新）	(2)

（*）資料 2 - 1 「2. 主な検討事項（案）」に示した内容のうち、見直しの方向性（案）と関連する主な事項。

（1）保育所保育指針の改定に伴うもの（2）関係法令等の改正に伴うもの（3）最新の知見等を踏まえたもの